

Weekly Report

第420号
平成29年8月7日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

国税の滞納状況と猶予制度

◆新規滞納額の6割を占める「消費税」

国税庁が公表した「平成28年度租税滞納状況」によると、今年3月末における国税滞納残高は8971億円（前年度比8.2%減）となり、18年連続で減少しました。

また、28年度に発生した新規滞納額は6221億円（同9.5%減）で、このうち消費税が3758億円（同14.5%減）と全体の約60%を占めています。

税金を納期限までに納付しなかった場合は、延滞税が課せられるほか、督促状を受けても納付が行われない場合には、財産の差押えや換価（売却）といった滞納処分を受けることがあります。また、金融機関からの融資が困難になるなど経営に影響が出ますので、納税資金を考慮した資金繰りが重要です。

◆国税が納付困難となった場合の猶予制度

国税を一時に納付することが困難な理由がある場合は、以下の猶予制度を税務署に申請することで、財産の差押えや換価（売却）の猶予などが認められる場合があります（原則、猶予期

間は1年以内となり、猶予をうけた国税は猶予期間中に分割納付）。

◎納税の猶予……災害、病気、事業に著しい損失が生じたなどのやむを得ない理由や、本来の期限から1年以上経って修正申告などで納付税額が確定したことによって、国税を一時に納付できないと認められる場合は、申請により納税が猶予されます。

◎換価の猶予……国税を一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められる場合は、猶予を受ける国税の納期限から6ヵ月以内の申請により、差押財産の換価（売却）が猶予されます。

ふるさと納税による住民税控除は1767億円

ふるさと納税をした方は、確定申告又はワンストップ特例制度（確定申告を行わなくても控除が受けられる制度）を適用することで、ふるさと納税を行った翌年度分の個人住民税から減額される形で控除が受けられます。

総務省によると、28年中に行われたふるさと納税額2540億円（前年比1.7倍）について、29年度分の住民税から控除を受けた方は225万3千人（同1.7倍）で、控除額は1767億円（同1.8倍）となりました。

なお、控除を受けた方のうち、ワンストップ特例制度の適用者は77万2千人（同1.8倍）、控除額は449億円（同2.0倍）でした。

今年9月以降は固定される厚生年金保険料率

厚生年金保険の保険料は、標準報酬月額や標準賞与額に保険料率を乗じて計算されます。

保険料率は、16年の法改正により、将来の保険料水準を固定したうえで、給付水準を調整する仕組み（保険料水準固定方式）が導入され、これまで毎年9月に0.354%（一般の場合）ずつ段階的に引上げが行われてきました。

この保険料率引上げは今年9月の改定で最後となり、29年9月分（10月納付分）以降は18.3%で固定されることになっています。